

新型コロナウイルス感染症対策支援事業、ICT化推進事業に関するFAQ（令和3年2月2日時点版）

No.	事業名	質問	回答
1	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 ICT化推進事業	令和2年度第3次補正予算による事業については、いつからが対象となるのか。	令和2年度第3次補正予算による事業については、令和3年1月1日からが対象となります。
2	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	この事業は令和2年度予算であるが、令和3年度にもこの予算は活用できるようになるのか。また、令和2年度に支出したものを令和3年度に交付申請できるのか。	本事業は繰越明許費の対象事業のため、翌債及び明許繰越の対象になります。また、年度内の交付申請手続きが困難な場合は、令和3年度においてもこの予算が活用できるように、内閣府において予算の繰越し（本省繰越）を行います。 なお、交付申請にあたっては、以下の点にご注意ください。 ・原則、令和2年度中に物品等の購入を行い、令和2年度予算分として交付申請を行うもの（地方繰越を行わないもの）は、令和2年度末までに物品等の受領及び支払いを完了するものを申請してください。 ・令和2年度中に物品等の購入を行い、令和2年度予算分として交付申請を行ったが、やむを得ない理由により物品の受領及び支払いが令和3年度になる場合には、必ず地方繰越の手続きを行ってください。 ・令和2年度中に職員へ手当等の支給を行った場合、その分について地方繰越はできません。 ※令和2年度に補助基準額全額を支出（又は地方繰越）した場合は、令和3年度の本省繰越にかかる交付要綱の申請はできません。
3	新型コロナウイルス感染症対策支援事業 ICT化推進事業	地方負担分について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用は可能か。	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、交付金の交付の対象事業となる予定です。
4	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症対策支援事業については、1施設あたりの補助基準額が定められているが、一次補正、二次補正（厚生労働省所管 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業）における事業との合計か。	一次補正の事業、二次補正の事業、三次補正の事業それぞれで補助基準額が定められています。 ※令和元年度＋令和2年度一次補正：50万円 令和2年度二次補正：50万円（厚生労働省所管） 令和2年度三次補正：利用定員や事業所の種類により、15万円～50万円
5	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症対策支援事業について、備品購入等に対する経費とかかり増し経費等は、交付額をどのように配分すればよいか。	当該事業は、事業所が感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供するための支援ですので、特に、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援に御活用いただくようお願いいたします。
6	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症対策支援事業のうち備品購入等に対する支援については、一次補正、二次補正における事業と対象経費など異なる点はあるか。	備品購入等に対する支援については、これまでの事業と事業内容は同じであり、備品等の購入等の範囲については、施設等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために要した費用で、各自治体において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものとなりますので、各自治体において幅広く対象としていただいで差し支えありません。

No.	事業名	質問	回答
7	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症対策支援事業のうち、かかり増し経費について、どのようなものが対象となるのか。	対象となるのは、以下のとおりです。 ・職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金 ・施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援 事業趣旨等を踏まえ、かかり増し経費により職員への手当を支給するなど、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。
8	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	かかり増し経費については、勤務時間外の業務でなければ対象経費とならないのか。	かかり増し経費については、感染症対策に関する業務であれば、勤務時間外に限るものではありません。 事業趣旨等を踏まえ、かかり増し経費により職員への手当を支給するなど、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。
9	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	本事業で慰労金を支給することは可能か。 また、職員がPCR検査を自費で受けた場合、これに要した用を支給することは可能か。	【慰労金について】 慰労金は対象となりません。 【PCR検査費用について】 本事業については、No. 8のとおり職員に対する手当等の支給などに優先的にご活用いただきたいと考えていますが、職員の家族が濃厚接触者となるなど、やむを得ず自費で検査を受けることとなった場合等について、その費用を支給することは差し支えありません。
10	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	「通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当」など支払う場合、必ず給与規程を変更し、新たな手当区分を創設しなければならないのか。 また、かかり増し経費を補助する場合において、施設に対してどのような書類を求めるといいか。	必ずしも給与規程の変更を行うことを求めるものではなく、感染症対策を行った職員に係る人件費に充ててください。その際、職員に支給方法や算定方法を周知するなど、透明性の確保にご留意ください。 かかり増し経費については、感染症対策として職員に支給したこと等がわかる書類が必要と考えられますが、業務負担軽減の観点からできる限り簡素化していただきたいと考えます。（例：支払明細書のみ提出とし、いつ、どのような勤務をしたか等、詳細なものは求めない）
11	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	交付要綱別紙の3 基準額欄に「感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCOAの活用等、感染拡大防止に努めること。」とあるが、「COCOA」とは何か。 また、「感染症対策計画の策定」について、具体的にどのようなものを策定すればよいのか。	「COCOA」は、新型コロナウイルス接触確認アプリです。詳細は、厚生労働省HPをご参照ください。 また、「感染症対策計画の策定」については、新たな計画を策定する必要があるわけではなく、各事業所において既に作成している計画等に、新型コロナウイルス感染症に関する事項を追加するなどによりご対応ください。
12	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	交付要綱別紙の3 基準額欄に「感染症対策計画の策定、職員の体調管理やCOCOAの活用等、感染拡大防止に努めること。」とあるが、交付にあたり、事業所の対応状況を確認する必要はあるか。	交付にあたり、資料の提出を求めることは必要ありませんが、事業所における対応状況について、任意の方法でご確認ください。
13	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	延長保育事業について、「定員」はどのように算出すればよいのか。	延長保育事業の「定員」は、事業を実施する保育所等の「定員」です。 例えば、延長保育事業を実施する保育所等の定員が20人以上59人以下となる場合、延長保育事業の定員も同様に20人以上59人以下となり、補助基準額は200,000円となります。

No.	事業名	質問	回答
14	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	放課後児童健全育成事業について、補助基準額をどのように算出すればよいか。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第14条第5号の「利用定員」により、補助基準額を算出することになります。
15	新型コロナウイルス感染症対策支援事業	放課後児童健全育成事業について、利用定員を定めていない場合、補助基準額をどのように算出すればよいか。	児童福祉法第34条の8第2項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者は、あらかじめ、「利用定員」等の重要事項を定めた運営規程等を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うこととなりますので、仮に「利用定員」を定めていない放課後児童クラブの場合の補助基準額は、「利用定員19人以下」の補助基準額を設定することとなります。
16	ICT化推進事業	I C T化推進事業はどのような経費が対象になるのか。	利用児童等の入退出の管理を行うシステム導入経費、オンラインを活用した会議、研修や相談支援に必要なタブレットの購入、ライセンス料などI C T化の推進に資する機器等の整備に要する経費が対象になります。